

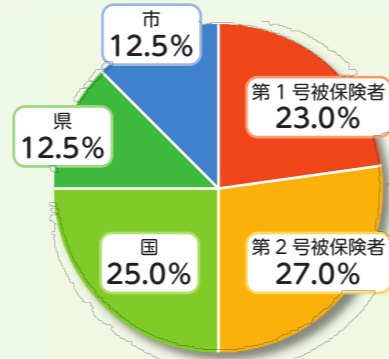
第7期 安来市高齢者福祉計画 介護保険事業計画

平成30年度～平成32年度

元気・いきいき・健康長寿都市



2025年までの見通し



介護保険サービスの財源

介護保険サービスの財源は、50%が公費(国・県・市町村)負担金、50%が被保険者の保険料です。保険料分50%のうち、第1号被保険者(65歳以上の人)と第2号被保険者(40歳以上65歳未満の医療保険に加入している人)の負担割合は、計画期間ごとに人口比率に基づき定められます。

第7期計画期間(平成30～32年度)の保険料負担割合は、第1号被保険者の保険料が23%、第2号被保険者の保険料が27%となります。

注：公費負担割合は、在宅サービスの場合の内訳

所得段階別介護保険料

第6期計画(平成27～29年度) 基準月額：5,600円				第7期計画(平成30～32年度) 基準月額：6,000円					
所得段階	対象者	保険料(円)		所得段階	対象者	保険料(円)			
		調整率	年額			月額	調整率	年額	月額
1	生活保護受給の方 老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税の方	0.45	30,240	2,520	1	生活保護受給の人 老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税の人	0.45	32,400	2,700
	世帯全員が市民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方					世帯全員が市民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人			
2	世帯全員が市民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の方	0.70	47,040	3,920	2	世帯全員が市民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の人	0.70	50,400	4,200
3	世帯全員が市民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える方	0.75	50,400	4,200	3	世帯全員が市民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える人	0.75	54,000	4,500
4	世帯の誰かに市民税が課税されていて、本人は市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	0.90	60,480	5,040	4	世帯の誰かに市民税が課税されていて、本人は市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.90	64,800	5,400
5	世帯の誰かに市民税が課税されていて、本人は市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える方	1.00	67,200	5,600	5	世帯の誰かに市民税が課税されていて、本人は市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える人	1.00	72,000	6,000
6	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が60万円未満の方	1.20	80,640	6,720	6	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が60万円未満の人	1.20	86,400	7,200
7	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が60万円以上120万円未満の方	1.25	84,000	7,000	7	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が60万円以上120万円未満の人	1.25	90,000	7,500
8	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上155万円未満の方	1.30	87,360	7,280	8	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上160万円未満の人	1.30	93,600	7,800
9	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が155万円以上190万円未満の方	1.35	90,720	7,560	9	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が160万円以上200万円未満の人	1.35	97,200	8,100
10	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が190万円以上290万円未満の方	1.50	100,800	8,400	10	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の人	1.50	108,000	9,000
11	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が290万円以上の方	1.70	114,240	9,520	11	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が300万円以上の人	1.70	122,400	10,200



1 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

本市は、超高齢社会を迎えている中で、「第2次安来市総合計画」を実現していくため、五つのまちづくりの基本理念を定め、市民が年齢や性別、障がいのあるなしに関わらず、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、福祉や医療のサービス提供とともに地域住民による支え合い活動を支援することを目指しています。

平成37(2025)年には、団塊の世代の全てが後期高齢者(75歳以上)になり、要支援・要介護認定者、認知症の高齢者、単身あるいは夫婦のみの高齢者世帯が増加すると見込まれています。本市においても総人口は約4,000人減少し、高齢化率は37.5%に達するものと推計されています。

本計画は、高齢者が生きがいを感じ安心して生活を続けることができるように、高齢者の暮らしを地域全体で支える地域共生社会の確立に向けた取組を進めていきます。

2 計画の期間

本計画の期間は、介護保険法に基づき、平成30年度を初年度とする平成32年度までの3年間を計画の期間とし、平成32年度に、それまでの取組の評価・見直しを行い、平成33年度からの次期計画につなげていきます。



3 計画の基本的な考え方

安来市高齢者福祉計画は、65歳以上の全ての高齢者を対象とした、高齢者に係る保健・福祉事業全般を対象とする計画です。

一方、介護保険事業計画は、必要となるサービスに関する整備目標等を取りまとめたものであり、これら相互が連携することによって、総合的な高齢者に対する保健・福祉事業の展開が期待され、両計画を一体的な計画として策定します。



<h3>高齢者福祉計画</h3> <p>(地域における高齢者福祉事業に係る総合的な計画)</p> <ul style="list-style-type: none"> 介護予防サービス・介護サービス提供体制の整備、推進 地域支援事業、健康づくりの推進 認知症高齢者支援対策の推進 地域生活支援体制の整備 積極的な社会参加の促進 高齢者に配慮した生活環境の整備 など 	<h3>介護保険事業計画</h3> <ul style="list-style-type: none"> 要介護等認定者数の推移や推計 サービスの利用状況 介護サービス等の充実施策 介護保険事業に係る費用等の見込み 介護保険事業の円滑な推進 など
--	--

地域包括ケアシステム

地域包括支援センターとは

地域包括支援センターは、地域で暮らす高齢者の皆さんを、介護、福祉、健康、医療など様々な面から総合的に支える業務を行っています。

各事業の点検・評価の徹底

- 安来市介護保険運営協議会による点検・評価**
 運営協議会は、介護保険事業全般について計画・事業の策定・運営・評価・審議・協議する機関です。
- 庁内における点検・評価**
 本計画は、計画期間の最終年度である平成32年度に策定(改定)を行うこととなりますが、策定(改定)作業にあたっては、計画に定めた内容を継続的に点検し、検討していく必要があります。
 本計画の推進にあたっては、**計画(PPLAN) → 実行(DO) → 点検・評価(CHECK) → 改善(ACTION)**に基づく進行管理をより一層強化し、常に改善を図ります。
- 自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進**
 全ての市町村が、保険者機能を発揮して自立支援・重度化防止に取り組むよう法律により制度化されることから、これまで以上にデータに基づく地域課題の分析や対応に努めます。



5 計画の重点事業

● 地域包括支援センターの機能拡充

地域包括支援センターは地域包括ケアシステムの中核的な機関です。公正・中立な相談機関として高齢者の心身の健康保持及び生活の安定のために必要な援助を行うとともに、保健医療の向上及び福祉の増進等包括的な推進に努めます。

現在、日常生活圏域は3カ所としていますが、今後は地域ケア会議や社会資源についても検証しながら、日常生活圏域を検討します。

● まちづくりとしての地域包括ケアシステム

市では住民やボランティアによるサービス提供を支援するため、「生活支援ボランティア養成講座」、「高齢者買物支援事業」、「高齢者生活支援ボランティアポイント事業」を実施しています。助け合いによる生活支援の活動に参加することは、本人自身にとって何よりの介護予防となり、その活動やサービスの提供を通して、利用者と地域社会をつなぎ、社会的孤立を防ぐという効果も期待できます。

地域包括ケアシステムの構築を「まちづくり」の取組として捉え、第7期計画では、引き続きボランティアの育成や生活支援サービスの拡充に努めます。

◆ 地域包括ケアシステムの姿 ◆

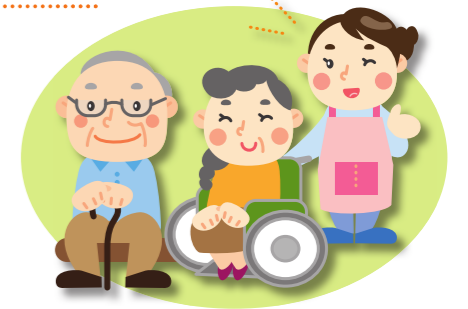
高齢者が住み慣れた地域で、生活を継続できるようにするため、介護・予防・医療という専門的なサービスと、その前提としての住まいと生活支援・福祉サービスが相互に関係し、連携しながら在宅の生活を支えるシステムです。



2 国の制度改正について

① 地域包括ケアシステムの基本的理念等について

国においては、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことを可能としていくため、十分な介護サービスの確保とともに、医療、介護、介護予防、住まい、自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の構築を第5期計画から取り組んでいますが、今計画において、さらなる深化・推進が求められています。



② 地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律のポイント

平成29年6月に介護保険法が改正され、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする人に必要なサービスが提供されるようにすることが求められています。

特に、「自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進」が掲げられた背景には、高齢者数の増加や利用者の増加、それに伴うサービス量、介護費用の増加などの課題に対応する必要があります。このように、今後増え続ける介護需要に対応するため、介護保険制度そのものの持続可能性の確保が課題となっています。

◆ 介護保険法改正における五つの柱 ◆



地域包括ケアシステムの深化・推進

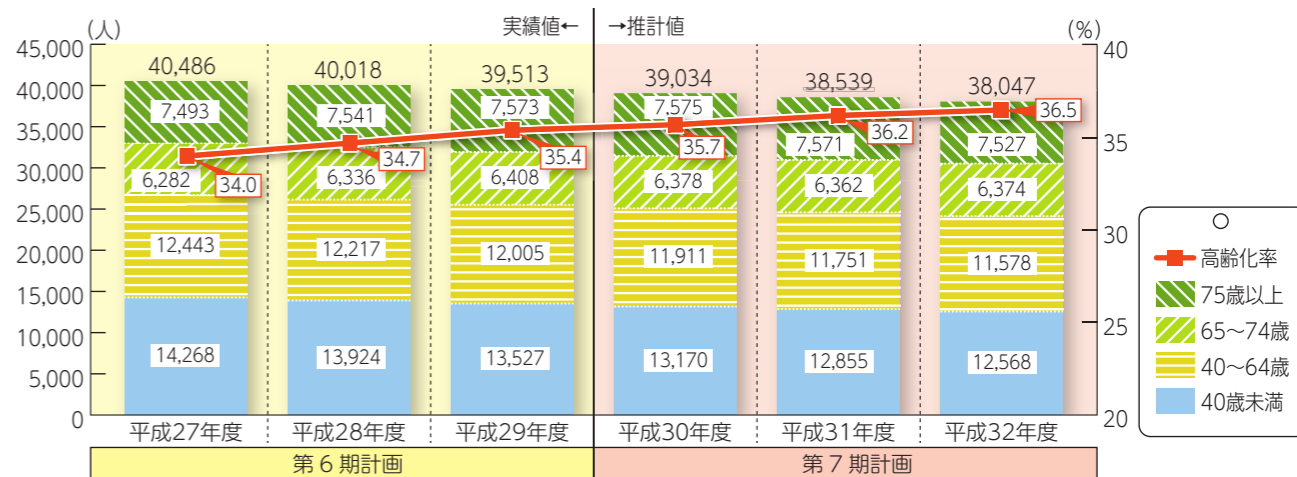
介護保険制度の持続可能性の確保

計画の基本理念と施策の体系

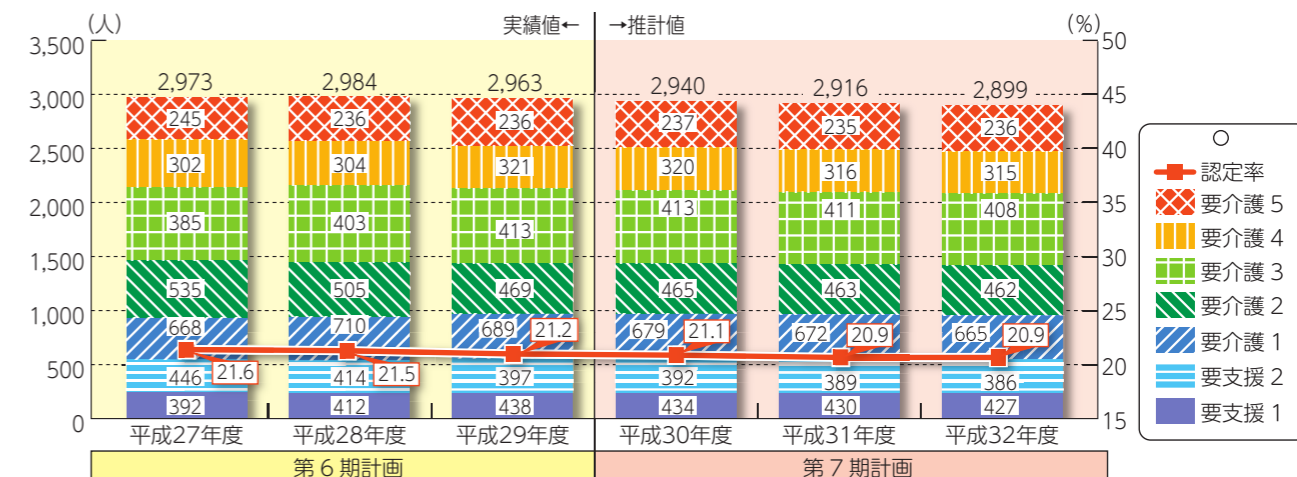


安来市の現状と今後

人口推計



要支援・要介護認定者の推計



介護保険事業費の見込額

